

議案第98号

## 静岡市温泉条例の一部改正について

静岡市温泉条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市温泉条例の一部を改正する条例

静岡市温泉条例（平成15年静岡市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2中「1,150円」を「1,170円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「680円」を「700円」に、「760円」を「770円」に、「620円」を「630円」に、「57円」を「58円」に、「670円」を「690円」に、「62円」を「63円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市温泉条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検査に係る手数料について適用し、施行日前の検査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2の規定は、平成31年10月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同月の前月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 4 新条例別表第1の規定に基づく手数料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。